

みらい川崎市議会議員団だより

# しまだ和明 市議会ニュース



令和7年夏号

発行

みらい川崎市議会議員団  
〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
電話：044-200-3355  
FAX：044-245-4135

令和7年市議会第2回定例会は、6月2日から開催され、議案19件（条例9件、事件7件、和解2件、補正予算1件）が提案されました。6月11日には、みらい川崎市議会議員団の嶋田和明議員（多摩区選出）が会派を代表して質問しました。そして私は、6月23日に一般質問に臨みました。その後、6月25日に全ての議案が可決の上で閉会しました。嶋田和明議員の代表質問と一般質問の概要などを報告します。



嶋田和明

プロフィール  
KAZUAKI

- 1968年9月川崎市で生まれる。
- 1987年3月法政大学第二高等学校卒業
- 1991年3月法政大学経営学部経営学科卒業
- 1991年4月川崎市中学校社会科教諭
- 2000年4月川崎市体協協会事務局長・理事長
- 2018年4月川崎教育文化研究所所長
- 2021年4月(公財)川崎市スポーツ協会理事
- 2022年4月多摩教育文化研究所所長
- 2023年4月市議会議員選挙(多摩区)初当選
- 2023年4月総務委員、大都市税財政制度調整特別委員
- 2024年4月まちづくり委員(副委員長)、市都市計画審議会委員
- 2025年4月健康福祉委員

6月11日

## みらい川崎市議会議員団の代表質問

Q

### 教員の未充足と対応について

令和7年4月7日時点の未充足は、122.5人であり、令和6年度と比べると18人減少し、未充足のうち54人分は代替非常勤講師の配置で対応しているとのこと。昨年度は、採用試験の地方への拡大や、秋と冬選考、大学3年生の特別枠選考等が実施されてきたが、これらの取組の検証結果と今年度への反映について伺う。

A

試験の複数回実施については、昨年度の秋期選考で20人を採用し一定の効果があつたが、冬期選考の採用者数は3人に留まった。大学3年次在籍者推薦については、令和5年度は32人、令和6年度は53人の合格者となり、有効な人材確保策であると認識している。今年度については、小学校に加えて、一部教科を除く中学校・高等学校を対象を拡大し、昨年度の58人を超える72人の応募があつたところである。

Q

### カスタマーハラスメント防止対策について

横浜市では、昨年12月の調査結果をもとに検討し「横浜市カスタマーハラスメント対策基本方針」を4月に制定した。内容には、意識啓発や相談体制、録音等による事実の把握や、SNS等への不当な投稿に対する削除要請等が含まれている。本市でも、より組織的な対応を進める観点から更なるマニュアルの改訂や基本方針の策定等が必要と考えるが、見解と対応を伺う。他方で、過度に市民の声をシャットアウトすることのないよう配慮しつつ、丁寧な対策に取組む必要があるが、見解と対応を伺う。

A

カスタマーハラスメントについては、職員の心身を害するのみならず、市民サービスへも影響が生じることから、これを防止し適切に対応することは重要なことと認識している。現在、本市では不当要求行為等に対しては、「不当要求行為等防止対策に関するマニュアル」に基づき対応している。6月4日に事業主や労働者等の責務を盛り込んだ「改正労働施策総合推進法」が国会で可決成立したことから、国の動向等を踏まえて、早期に必要な対策を講じていく。

Q

### 学校における危機管理体制について

5月8日に立川市で発生した小学校侵入事件では、児童間のトラブルを巡り保護者の連れてきた男2人が教室に侵入し暴行を行った事件であることから、多くの児童保護者、学校関係者に不安を与えるものとなっている。この事件から本市の学校における危機管理体制を再確認するとともに、未然防止の観点で第三者による保護者等の相談窓口を設けるなど対応が必要と考えるが、見解と対応を伺う。

A

学校における危機管理体制の確保は重要であることから、今後も学校管理職を対象とした全市研修会などを通じて、校内での体制確保や不審者対応に関する事例等について周知するとともに、関係機関と連携した訓練の実施など、児童生徒の安全確保に向けた取組を進めていく。また、相談窓口については、カスタマーハラスメント防止対策とあわせ、学校の特性に十分留意しつつ慎重に検討を進めていく。

Q

### 熱中症対策について

令和6年7月の給食調理室の室温について調査したところ最高48℃の箇所があり、いつ重篤事案が出てもおかしくない状況であることが分かった。我が会派は、空調整備を含めた給食調理員の暑さ対策を継続して要望しているが、今夏に向けた取組を伺う。

A

労働安全衛生規則の改正に伴い、5月、学校及び給食調理等業務委託事業者に対し、熱中症の自覚症状やそのおそれのある給食調理員を発見した場合の緊急連絡体制や実施手順等の整備、給食調理員への周知に関する通知文を発出した。今後の対策として、給食室の増改築等の機会を捉え、空調設備の整備を進めるとともに、熱中症の予防に向けた注意喚起や、全ての給食調理員を対象とした首元の冷却グッズの配布を進めていく。



川崎市議会  
インターネット議会中継



6月23日

## 一般質問

Q

### 川崎市平和館の取組について

毎年、4月15日の川崎大空襲の日を中心に記録展が開かれている。今回は、市制100周年の記念事業としてAI画像認識技術と空襲体験者の証言にもとづいてカラー化された写真が展示されるなど、新たな取り組みも加えられた。写真をカラー化するにはあたっては、体験者の証言を聞き取るなど、戦争の実状や悲惨さを語り継ぐ上で貴重な資料ともなっている。今後、カラー化された写真をどのように活用していくのか伺う。



A

今回カラー化した白黒写真9枚については、空襲体験者が記憶する色合いを再現したものであり、多くの方が空襲をリアルなものとして感じてもらうことのできる展示資料として、当時の状況をより鮮明に伝えられるものと考えている。今後については、市内7区で毎年開催している巡回平和展で展示するほか、希望する団体等へ貸出しを行うなど活用していく。



川崎市平和館  
Webサイト

Q

### 学童疎開について



記録展では、児童が空襲を避けて疎開先で送っていた生活の様子や絵画も数多く展示された。本市では、およそ7100名の児童が1944年8月より終戦による疎開解散に至るまでの1年間以上にわたって厳しい疎開生活を送っていた。1985年に戦後40周年を記念して、本市と市民、教職員の実行委員会により、疎開先であった伊勢原市の大山と本市の枳形山に記念碑「輝け杉の子像」が設置されるとともに、記念誌も発行され、現在も市民による記念碑の管理や証言の収集活動等が行われている。学童疎開の記録を次の世代に伝えていく取組が必要と考えるが見解と対応を伺う。

A

常設展示の「川崎と戦争」のコーナーの中で、疎開先での生活の様子を映像資料として展示しており、さらに深く知りたい方々には情報シートの提供を行っているほか、図書コーナーやDVDコーナーで学習も可能。また、今年の川崎大空襲記録展は、田島国民学校の児童により描かれた疎開生活の絵30点を複製し展示した。今後は、複製した絵を希望する団体等へ貸し出すなど、学童疎開の記録を次の世代へ伝えるため取組を進めていく。

Q

### 生田緑地ばら苑管理運営整備方針について

ばら苑は、今年度中に新たなミュージアムと一体的に管理運営整備方針が策定される予定です。約70年の歴史があるとともに、2002年の向ヶ丘遊園閉園後も本市が市民ボランティアと協働してバラを育ててきた、いわば「市民の花園」です。ばらへの愛着や、「市民協働でばらを育てる文化」は、近隣住民をはじめ市内各地に広がっていると考えます。目指すべき方向性の一つとして「歴史・文化」の拠点となるばら苑が示されている。再整備後には、研修やワークショップ等を通じてばら苑が果たしていくべき役割があると考えますが、見解と対応を伺う。



A

当苑については、市民ボランティアとの協働によるバラの育成などの歴史を持つ本市の大切な財産であると認識している。再整備後については、新たなミュージアムとも連携しながら、バラを活用したワークショップや、当苑の特徴を活かしたイベント等を実施するなど、歴史・文化の拠点として、より多くの市民に愛される施設となるよう取組を進めていく。

Q

### 障害児通所支援事業について

東京都では、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故が後を絶たない状況を受け、4月24日に「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」を通知した。通知では、利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析及び合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行い、事故防止対策の徹底を要請している。本市も、障害児通所支援事業において事故等防止対策を徹底するために制度の強化が必要と考えるが、見解と対応を伺う。

A

事故防止対策の徹底は大変重要なことと考えていることから、本市では事業者に対して、運営指導を通じて、個別に事故防止対策の取組等について確認を行っており、また、集団指導の場においても安全計画の策定等に関して基準条例で求める内容や、運営指導の指摘事例等について周知を図っている。さらに今年度からは、より多くの事業者に対して運営指導を実施するとともに、集団指導の内容の充実を図るなど、指導体制の強化の取組を進めていく。

Q

### 教職員の時差勤務の試行について

利用するにあたって学校長が教職員のワーク・ライフ・バランスの向上や健康の維持・向上に資すると認められる場合としており、具体的には育児、介護、通勤の混雑緩和、その他の事由としている。校長の承認基準に差が生じず、学校間で公平に利用できるようにガイドラインや事例を示すことが必要と考えるが、見解と対応を伺う。

A

校長の承認基準については、試行実施にあたり発出した通知文書の中で示しているが、それぞれの教職員が適切に利用できる制度としていくことが重要である。引き続き試行実施を進めていく中で、検証を進めていく。

市政についてのご意見・ご要望をお気軽にご連絡ください

しまだ和明事務所

〒214-0037 川崎市多摩区西生田2-1-3

TEL/FAX 044-819-5238

shimada9990@yahoo.co.jp



公式アカウント  
ご登録ください



HP

f

X